

熊本市児童家庭支援センター運営事業業務委託 質問と回答

No	質問事項	回答
1	仕様書にはスーパーバイザーは兼務可能との記載がありますが、センター長については明記がありません。現時点での解釈及び運用方針についてご回答をお願いいたします。	運営管理責任者（センター長）につきましても、他の職務との兼務が可能です。
2	指導委託ケースは、年間どの程度の件数が想定されているのか、またその選定基準および進め方の基本方針についてご回答をお願いいたします。	指導委託の決定については、世帯のアセスメント終了後に援助方針会議においてその必要性を協議の上判断していることから、年間の見込み件数は設定しておりません。指導委託にあたっては、委託開始前に委託先と協議のうえ、支援の目標、評価指標、期間等を設定します。また、委託期間中は、当該支援による目標達成状況を適宜把握し、必要に応じて支援内容の調整を行います。
3	共通理解を深めるため、児童相談所および区役所と当センターの合同研修会や事例検討の実施が可能かどうかにつきまして、ご回答をお願いいたします。	ご質問の研修会につきましては、基本仕様書中、「5 業務内容 (2) 市町村の求めに応ずる事業・行政機関相談窓口担当者等への研修」にあたるものと思われますので実施可能です。詳細につきましては、企画提案書中「4 職員の相談・支援等に関する技術向上への取組」または「9 区役所との連携」に記載していただき、ヒアリング審査会にてご提案ください。
4	区役所において開催される要保護児童対策地域協議会に、当センターが必須のメンバーとして参加することが可能かどうか、現行の方針についてご回答をお願いいたします。	ご質問の内容については、基本仕様書中、「5 業務内容 (2) 市町村の求めに応ずる事業・要保護児童対策地域協議会への出席 進行管理会議」にあたるもので参加可能です。当該会議につきましては、各区の保健子ども課が主催するものであり、必須メンバーのような指定はありません。詳細については、企画提案書中「9 区役所との連携」において記載していただき、ヒアリング審査会にてご提案ください。なお、会議への参加にあたっては各区保健子ども課と調整が必要となりますので申し添えます。